

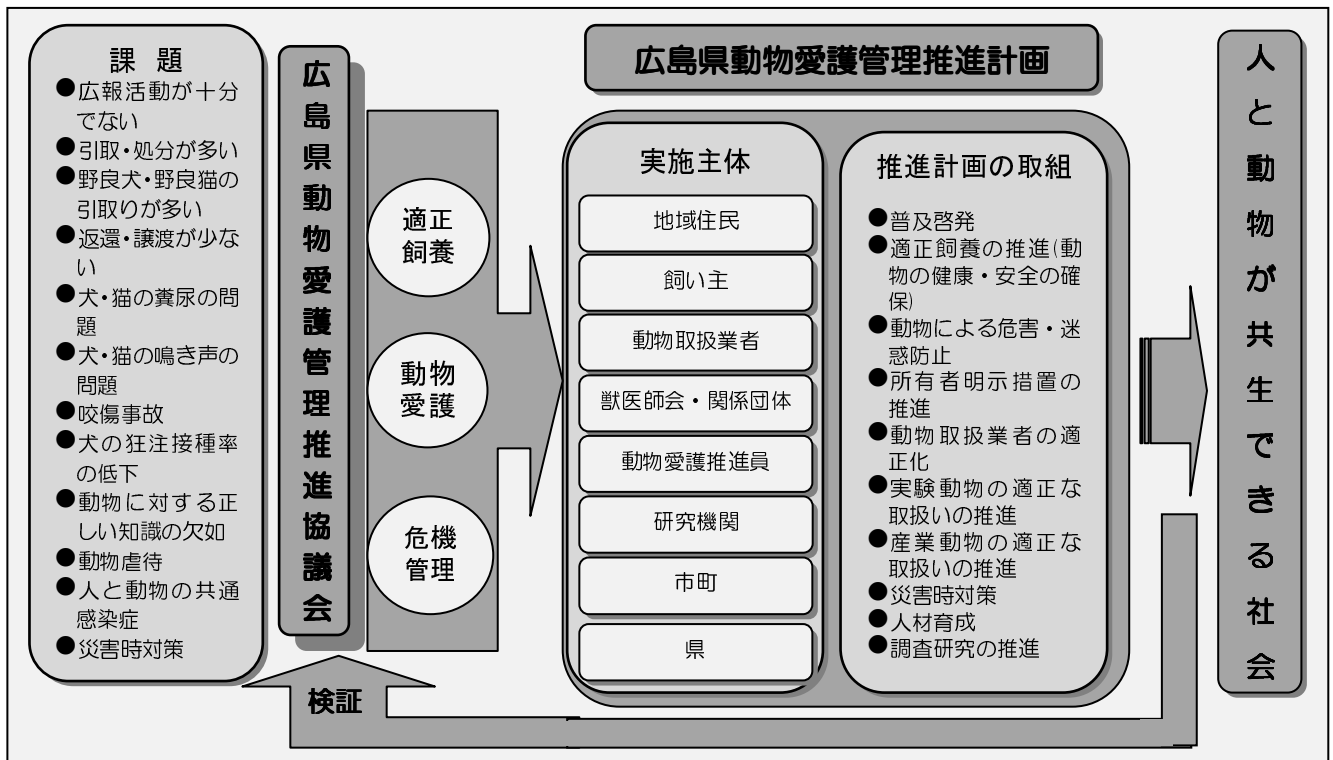
広島県動物愛護管理推進計画の見直し（案）について

食品生活衛生課

1 見直し案の概要

平成24年9月、国は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の一部を改正し、これに伴い平成25年8月には動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号）の一部を改正しました。

これらを受け、本県の動物愛護管理推進計画の見直しを行い、改正された法や指針の考え方を反映するとともに、広島県動物愛護管理推進協議会で協議し、とりまとめを行った「さらなる犬猫の殺処分削減に向けた取組」を本計画に盛り込みました。



2 さらなる殺処分削減に向けた取組について

- (1) 動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充
- (2) 野良犬・野良猫対策の徹底
- (3) 終生飼養の原則に反する飼い主からの引取りを拒否できる規定の適正な運用
- (4) 団体譲渡の推進 など

3 計画期間と数値目標

	現行	見直し案
計画期間	平成20年度から平成29年度 (10年間)	平成26年度から平成35年度 (10年間)
数値目標	平成29年度の犬猫の致死処分数を、平成18年度の致死処分数から 50% 減少 (約6,500頭)	平成35年度の犬猫の致死処分数を、平成18年度の致死処分数から 75% 減少 (約3,200頭) (平成29年度で50%減少を中間目標とする)

参考

区分	見直し内容
動愛法・国基本指針の改正の反映	所有者の責務である「終生飼養」「適切な繁殖制限措置の実施」について積極的に広報
	虐待の具体事例の明記，罰則強化の周知徹底
	特定動物を販売する動物取扱業者への指導の徹底
	犬猫等販売業者の監視指導の徹底
	災害時対策を適切に行うための体制の整備
	専門知識及び技能等を持つ人材の活用
殺処分数削減に向けた取組を検討した結果の反映	野良犬・野良猫対策の周知
	地域における野良犬（野良猫）対策協議会の設立
	引取る犬猫に関する情報の収集
	地域猫活動の推進
	引取拒否できる旨のただし書きの適正な運用
	ホームページの迷子情報の充実
	団体譲渡の推進
	ホームページの譲渡情報の充実
命を考える動物愛護教室の推進	